

(書式 4 - 1)

会社が倒産した点について取締役が責任を認め、取締役個人の財産を提出させる旨確認する合意書

## 合 意 書

〇〇〇〇株式会社を甲、〇〇〇〇を乙として、甲乙は、以下のとおり合意する。

(乙の責任)

第 1 条 甲乙は、乙が甲の代表取締役であった平成〇〇年〇〇月から同〇〇年〇〇月までの間、乙がなした〇〇〇〇との取引及び甲の会社財産の持ち出しが甲の破産申立の原因となったこと、乙は甲に対しこれらの行為につき賠償責任があることを確認する。

(損害賠償)

第 2 条 乙は、前条の行為の結果、甲に対し合計金〇〇〇〇万円の損害を与えたことを認める。

(支払方法)

第 3 条 乙は甲に対し、前条の損害金のうち金〇〇〇万円については、その支払に代えてその所有する別紙物件目録記載の各不動産（以下「本件各不動産」という。）を平成〇〇年〇〇月〇〇日限り譲り渡す。

尚、本件各不動産については、代物弁済を原因とする所有権移転登記手続をなし、この手続費用は乙の負担とする。

(支払方法)

第 4 条 乙は、第 2 条の損害金の残金〇〇〇万円を、以下のとおり 2 回に分割して支払う。

第1回 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り 金〇〇〇万円

第2回 平成〇〇年〇〇月〇〇日限り 金〇〇〇万円

(過怠約款)

第5条 乙が前条の分割金支払を1回でも怠った時は、直ちに期限の利益を失い、残金及びそれに対する年〇分の遅延損害金を支払うものとする。

(清算条項)

第6条 甲乙は、本件に関し本合意書に定める他、相互に何らの債権債務のないことを確認する。

以上のおり合意したので、本合意書2通を作成し、甲乙各1通を所持する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日



甲 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番

〇〇〇〇株式会社

〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番 (事務所)

上記破産管財人

弁護士 〇〇〇〇

乙 〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番

〇 〇 〇 〇

# 物件目録

1 所 在

地 番

地 目

地 積

2 所 在

家屋番号



種 類

構 造

床 面 積



## 解説

### (第1条)

取締役は、会社から業務執行を委託された者として、善管注意義務（会社法330条、民法第644条）、及び忠実義務（会社法355条）に基づき、適切な業務執行を行うべき者であるが、不適切な業務執行により会社に損害を生じた場合、会社は取締役に対して損害賠償請求権を有し（会社法423条）、これは会社の破産申立後も会社の財産の一部をなす債権である。取締役との円滑な合意形成のために、取締役の任務懈怠行為を明示しない方が望ましい場合もある。

改正前商法のもとでは、任務懈怠があれば過失も当然に認められることになっていた。しかし、会社法においては、428条1項が「任務を怠ったこと」と「責めに帰することができない事由によるものであること」とを区別していることから明らかなように、任務懈怠と過失とを別の要件としており、これは423条1項の責任についても同様である。

すなわち、会社法は、取締役等の責任については、違法性を「任務を怠った」という文言で、無過失を「責めに帰することができない事由によるものであること」という文言で表現することにより、二元説を採用することを明らかにしたといえる。したがって、取締役等は、任務懈怠があつたとしても、過失がなければ423条1項の責任を負わないことになる。

競争取引をした場合には、それにより取締役等が得た利益の額は、会社に生じた損害の額と推定される（会社法423条2項）。

また、利益相反取引をし、それにより会社に損害が生じた場合には、取締役等について任務懈怠が推定される（会社法423条3項）。利益相反取引は、会社の通常取引行為に比べて、会社の利益を害する可能性の高い種類の行為である。そこで、利益相反取引により会社に損害が生じた場合には、任務懈怠行為があつたものと推定し、その責任追及の対象となつた取締役等の側において、みずからに任務懈怠行為が存在しなかつたことの立証責任を負わせること

にしたものである（立証責任の転換）。

なお、423条3項には、423条2項と異なり、「違反して」という文言はないから、取締役会（取締役会設置会社の場合）の承認を得てなされた取引であっても、任務懈怠と評価されるかぎり、利益相反取引にかかる責任が生じうる。

### （第3条）

取締役から金銭の一部支払に代えて不動産の提供を受ける場合は、代物弁済であることを明記する。

### （第4条、第5条）

残金を分割払いする場合、一応ペナルティを定めておいた方がよい。Chuo

### （第6条）

取締役の合意書への調印、合意内容の履行を円滑に進めるため、合意書に記載された以上の責任追及はしない旨を明示することが望ましい場合もあろう。

### （印紙）

本件の文書には、印紙は不要である。